



Title	大元ウルスの江南駐屯軍
Author(s)	堤, 一昭
Citation	大阪外国語大学論集. 1998, 19, p. 173-198
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79774
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大元ウルスの江南駐屯軍

堤 一 昭

Garrison of the Dai-ön ulus (the Yuan Dynasty) in south China

TSUTSUMI Kazuaki

Various historical materials refer to the garrison of the Dai-ön ulus (the Yuan Dynasty) in south China. They are *Yuan-shi* in classical Chinese, *Ta-Yuan sheng-cheng kuo-ch'ao tien-chang (Yuan-tien-chang)* in “translationese Chinese” in Mongolian word order, *Jāmi' al-Tavārīkh* in Persian, Marco Polo's *The description of the world* in ancient French and Italian and others.

This study translates these reference materials into Japanese, and discusses policies of the Dai-ön ulus toward its garrison in south China.

The conclusions are as follows :

- 1) The expeditionary forces of the Dai-ön ulus which advanced to the area of southern Song became a garrison in south China. They occupied cities and began to rule them. Even though these leaders of these forces returned to Mongolia, because of Sirigi's rebellion. Subsequently the officers and soldiers who remained in south China became oppressors of the citizens.
- 2) At the end of 1276, the government of the Dai-ön ulus enacted a change from the military administration to civil one in south China.
- 3) The government carried out certain policies toward the garrison since 1278. These policies enforced ① residence inside the garrison, ② prohibition from civil administration, ③ return of the greater part of the «Mongolian army» (with Mongol officers but Chinese soldiers) to north China, and ④ selective absorption of armies of the southern Song.
- 4) After 1282, the garrison was transferred several times.

はじめに

西暦1276年2月初頭(至元十三年)、総司令官バヤンに率いられた大元ウルス(元朝)軍は南宋の首都臨安(杭州)に迫り、南宋朝廷の降伏を受けた。すでに湖広、江西には別働隊が進軍し、抵抗を続ける拠点都市揚州も包囲作戦が進んでいた。臨安降伏後も、南宋領各地への進駐が進め

られた。三年後には、広州西南の崖山で帝室残存勢力が海中に潰える。これらから約九十年間におよぶモンゴルの南中国＝江南統治の位置づけは、近年大きく変わりつつある（ちなみに「江南」とは、当時、四川を除く旧南宋領を指す語であった）。当時、世界的に見て経済最先進地域であり、海域世界に開いた江南地域を手に入れたクビライ・カアンの大元ウルスは、海上帝国としての政策をも積極的に推し進めていく。これにより、陸海におよぶ交易網が形成された。いわゆる「大航海時代」以前から、ユーラシア大陸は一体化されていたのである。大元ウルスの江南統治について、さまざまな側面からの考究が期待される。

本稿は上述の時代認識のもとに、大元ウルスの江南駐屯軍についての基礎研究をおこなうものである。兵力十万をはるかに超える南宋遠征軍は、南宋接收後どうなったのであろうか¹。南宋遠征軍がそのまま留まって、江南駐屯軍となったのだろうか。また、大元ウルスの江南統治と南宋遠征軍・江南駐屯軍はどう関わるのであろうか。これらは、単なる軍制史上の問題のみならず、大元ウルスの江南支配の根幹をなす問題である。それにもかかわらず、江南駐屯軍についての本格的な研究は、今までほとんどなされていないのである²。

研究状況に鑑み、本稿の目的は、第一に、根本的な原典史料十九点からこれらの問題を検討することにある。使用する史料の存在そのものは、これまで全く知られていなかったわけではない。しかし、そもそも背景となる大元ウルス統治期の江南政治史の未解明という事情のために、それら史料の位置づけが極めて困難であったのである。本稿は、江南政治史に関わる拙論をもとに、軍制と江南統治との関連をも視野に入れて論じたい³。

目的の第二は、それら原典史料を訳出して示すことにある。史料は多言語にわたる。漢語では古典漢文のほか、モンゴル語の原文を、その文法的特徴を残しつつ、当時の漢語の俗語、吏牘用語をも用いて直訳した「硬訳体」の文、ペルシア文、古フランス文、イタリア文がある。とくに「硬訳体」で記されてのこった命令・通達文書は、江南駐屯軍の実態や、大元ウルス政権内部での政策決定の過程をなまなましく伝える、まさしく同時代史料である。全体を訳出することそのものに大きな意義がある。だが、これまで訳出されることはまれであった。多くの言語の要素が混在して難解であるうえに、当時の官制・文書制度・政治的状況も把握する必要があるためである。諸先学の文体研究の蓄積に基づいて、ここに訳出を試みるものである⁴。

ところで、愛宕松男氏は、大元ウルスの江南支配の特徴を「脆弱性」ととらえ、行政の実質的浸透が長江流域どまりであったとされた。この考えは、「南人」（旧南宋領出身者）が最下層に位置づけられていたとする説とともに、これまで通説化していたといえる。愛宕氏の言う「江南支配の脆弱性」論拠四点のうち、二点が大元ウルスの南宋遠征軍・江南駐屯軍についてのものである。その第一は、江南州県の大部分は南宋朝廷の勧告に従って帰順し、大元ウルス軍が南宋領内各地に進撃して、叛乱鎮定ののちに全江南を掌握したのではなかった。第二は、漢軍万戸府の中国内地の地方配置状況についてで、江南三行省には少なく、しかも過半が長江沿岸であること。

これらの論拠についても、第二章第三節で言及することになろう⁵。

以下の論述は、史料の提示と分析を主体としつつ、次の順序で進めたい。第一章では、江南駐屯軍について概括的に述べる史料三点を紹介する。第二章では、より根本的な諸史料から、政治史との関連に留意しつつ、大元ウルスの江南駐屯軍政策の推移を検討していく。終章—むすびにかえて—では、第二章の検討結果をふまえて、第一章の史料の記載を再吟味し、今後の研究への展望を述べてみたい。

第一章 江南駐屯軍についての概括の記事

江南駐屯軍とはどんなものであったのか。まず、その概略を知ることからはじめたい。そこで、本章では、ラシード・ウッディーン『集史』、マルコ・ポーロ『世界誌』および大元ウルスで編纂された政書『経世大典』の内容を遺す「経世大典序録」の三史料に載る江南駐屯軍についての概括の記事を紹介する。

十四世紀初頭、イランのモンゴル政権フレグ・ウルス（いわゆるイル・カン国）において、当主ガザン・カンの命で、モンゴル帝国の正史たる『集史』（*Jāmi' al-Tavārikh*）が宰相ラシード・ウッディーンによりペルシア文で編纂された。その『集史』クビライ・カアン紀には、ナンキヤス＝南宋遠征の記述が、「〔クビライ・〕カアンがナンキヤス地方の方へ軍を派遣し、その諸国を征服させた物語」として載る。チンギス・カン以来の南宋との関係が略述された後、総司令官となったバヤンの素性、彼とアジュ（スベエタイの孫）を総司令官としたいきさつ、戦争経過が述べられる。最後に、征服後の南宋領についての記述がある。それを以下に訳出する。

■史料Ⅰ－１：『集史』クビライ・カアン紀「〔クビライ・〕カアンがナンキヤス地方の方へ軍を派遣し、その諸国を征服させた物語」⁶（〔〕内は訳者が補った部分、（）内は原語または説明。以下同様。）

〔クビライ・カアンは〕ナンキヤス（nankiyās）の諸国（mamālek）を王子たち（shahzādegān）に分配した。そして、国ごとにそれらの軍（lashkarhā）から軍隊（lashkarī）を配置した。

（中略）

現在に至るまで、それらのモグール（Moghūl）とジャウクト（Jāuqūt）の軍はそこに居住している。〔彼らは〕一度も外に出なかった。各万人隊長（amīr-i tūmānī）は軍隊といっしょに、決められた国に居住し、その統治（hākmī）は彼に託された。政府の側から（az qibal-i dīvān）、一人〔の万人隊長〕ごとに四人のビチクチ（bitīkjī）が随行した。正税（māl）を地方（vilāyat）に請求しにいく時には、勅命（hukm-i yarlīgh）がそのアミールに送られる。そして、彼は勅令（farmān）に従って、それに所属する諸都市すべてから、〔税を〕準備して発送する。彼ら（万人隊長）の誰一人も他の業務には関係しない。

以上の記事から、次の6つのことが言えよう。

1. クビライ・カアンが王族たちにナンキヤス（南宋領）を分配したこと。
2. 遠征軍がそのまま江南に配置され、駐屯しつづけたこと（少なくとも『集史』の編纂時まで）。
3. 遠征／駐屯軍が、モンゴル（モグール）とジャウクトから構成されること。
4. 軍を統率する万人隊長は、所轄地域の統治をも任されたこと。
5. 中央政府から四人のビチクチ（書記）が万人隊長へ派遣されたこと。
6. 徴税は、勅令を送られた万人隊長がそれによって実行すること。

これらのうち1は、いわゆる「江南戸鈔」についてであるから、駐屯軍とは直接関連しない⁷。

2, 3は、江南駐屯軍の由来と構成についてである。ジャウクトとは、『集史』の別の箇所に「ジャウクトは、ヒタイ（Khitāi）、タングト（Tankūt）、ジュルジャ（Jūrje）とソランガ（Sūlankā）から成り、モンゴル人はこの地方をジャウクトと呼ぶ。」（193b, l. 6-7）という記事がある。記事をそのまま受け取れば、契丹・西夏（党項）・女真・高麗系ということになる。だが、この「物語」の前半で、南宋遠征軍が「30トマンのモグール軍と80トマンのヒタイ軍」で成るとされていること、名を挙げられているヒタイ人のアミール、サムカ・バハードゥルが、漢人軍閥の一人史天沢と考えられることからすれば、ここのヒタイ（Khitāi）は、漢人をも指すものと考えられる。契丹系（石抹庫祿満）、西夏系（李恒）、女真系（李庭、劉国傑、烏古孫沢）、高麗系（洪君祥）の将官の南宋遠征への参加も認められる⁸。すると、南宋遠征軍が江南駐屯軍となり、それはモンゴルの他、漢人・契丹・西夏・女真・高麗系の軍から成っていたと述べられているといえる。

問題は4以降である。万人隊長が江南駐屯軍の統率のみならず、中央から派遣された四人の書記の補佐を受けて、徴税ほかの統治に携わっていたことになる。従来、このような統治がおこなわれていたとの理解はなかった。第二章の結果から検討する必要がある。

次にマルコ・ポーロ『世界誌』（東方見聞録）の記事を検討したい。マルコ・ポーロ『世界誌』のテキストは、言語・内容とも多様である。それもあって、マルコ・ポーロの中国訪問を疑問視する考えも根強くある。だが、これは、個人の旅行記でなく当時のイタリア商人の東方情報集成としての性格であると考えれば、あやしむに足りない。マンジ＝江南の情報を記した部分について、根本的なテキストは、古フランス文で書かれたフランス国立図書館 fr. 1116写本（F本）と、16世紀にヴェネツィアで刊行されたイタリア文の「ラムージオ本」である。江南駐屯軍に関わる記事は、キンサイ（Quinsai＝行在）すなわち臨安・杭州の詳細な記事中にある。その大意を次に示す。F本を主とし、ラムージオ本により補った部分は【】でくくった⁹。

■史料Ⅰ－2：マルコ・ポーロ『世界誌』

さらに、あなたがたが大いに驚くであろうことをもう一つ語ろう。というのは、マンジの地方には、実に1200の都市があり、【どれも富裕で勤勉なおびただしい人が居住している。】実のところ、おのおの【の都市】に、私がこれから語る規模の、大カアンの守備隊がいる。各都市

には少なくとも1000人の兵士がおり、10000人により守備されるものもあり、20000人によるものあり、30000人によるものがある。彼らはあまりにも数多いため、ほとんど数えることができないほどである。【大カアンの宝庫に集められる彼の諸都市の歳入の大部分は、これら傭兵の守備隊維持のためにとおかれる。もし、偶々いくつかの都市が反乱すると、（原注：というのは人々が急に何か狂気か中毒になり、しばしば自らの支配者を殺すからである。）そのできごとを耳にしたその時に、隣接する諸都市は、これらの軍隊を派遣し、彼らは過ちを犯したこれらの諸都市を破壊するのである。というのは、カタイというもう一つの地方から来る軍隊を編制しようとするのと長くかかる、二ヶ月はかかるからである。】しかし、これらの兵士がすべてタルタル人だと思っではならない。彼らはカタイ出身である。【というのは、タルタル人は騎兵であって、低湿地でない所にある都市の近く以外には居ないで、彼らが騎馬で訓練できるように堅く乾いた所にある都市に〔居る〕からである。】そして、これらの都市を守備するこれらの兵士は全員が馬に乗っているわけではなく、大部分が徒歩である。【低湿地のこれらの都市へと、彼（大カアン）はそこにカタイ人と兵役に服するマンジの兵士を送り込んだ。】というのは、全員が大カアンの軍の兵士だからである。【彼（大カアン）の有する臣民たちすべての中から戦闘に堪えられる者たちが毎年選ばれて、彼の軍に登録され、そして彼らはすべて軍（esserciti）と呼ばれる。マンジの地方から選ばれた兵士たちは、彼ら自身の都市の守備には配置されず、二十日行程の距離ほどもある他の都市に送られる。そこで、彼ら兵士は四年から五年間とどまってから、故郷にもどる。そして、他の兵士のいくばくかが彼らのいた場所に送られる。こうして、カタイ人とマンジの地方出身の兵士たちは、きまりを保持している。】

この記事から6つのことが言える。（R）と記したのはラムージオ本からの情報である。

1. マンジの地方（江南）の各都市には、大カアンの守備隊がいる。
2. 都市の歳入の大部分が、守備隊の給与に充てられる（R）。
3. 守備隊は、反乱鎮圧に出動する。
4. 守備隊の兵士に騎兵は少なく、大部分は歩兵である。
5. 守備隊の兵士は、カタイ人（北中国の出身者）と、選抜され兵役に服するマンジの兵士からなる。
6. マンジの地方から選抜された兵士は、出身地以外の都市に配備され、四～五年の兵役期間を終えて交代する（R）。

これらからすると、『集史』に伝えられるものとは一部異なった駐屯軍の姿が見える。マンジ地方出身の兵士の存在である。彼らは選抜されて一定の期間兵役に服する傭兵である。また、記事からは、タルタル人（トルコ・モンゴル系）の不在までは言えない。

さて、以上の二史料は、外部からのものであった。そこで、大元ウルス内部で著された史料で、江南駐屯軍を概括的に記すものを紹介したい。それは、文宗トク・テムルの命で編纂され、1331

年完成した漢文の政書『経世大典』である。原本は逸して、該当する政典の屯戍の冒頭部分は、現在では蘇天爵編『国朝文類』所収の「経世大典序録」と、経世大典を原資料にして編纂されたとされる『元史』兵志二、鎮戍の序文から内容をうかがうより他はない。「序録」と兵志は、該当部分が一箇所を除きほぼ同内容であるので、同時代史料の「序録」を訳出する。下線部が江南駐屯軍に関わる記述である。

■史料Ⅰ-3：「経世大典序録」政典 屯戍（『国朝文類』卷四十一）

駐屯軍について（屯戍）

建国当初、征伐の際に、軍は恒常的には駐屯しなかった。山川が険しいかどうかや、情勢の変化をうかがって駐屯の地を決めた。〔軍の〕前進退却にきまった制度はなかった。

天下が平定されるにいたって、皇族の王（宗王）に命じて軍（兵）をひきいて境界守備の要地に鎮守させた。（原注：カラコルム（和林）・雲南・回回・ウイグル（畏吾）・河西・遼東・揚州のような類である。）

一方、「蒙古軍」を黄河・洛水流域（河洛）・山東地域に駐屯させ、天下の要地を押さえさせた。「漢軍」や「タマチ（探馬赤）軍」は淮水・長江より南に駐屯させ、南海地域まで達した。そして「新附軍」（旧南宋系軍）もまた〔それらの〕間にまじえている。

「蒙古軍」は軍営（営）に拠って住まい、その他の軍（餘軍）はある期間（歳時）兵役を果たす。いずれも既定のきまりがある。

ただ、南の三行省（江浙・江西・湖広）だけが、たびたび駐屯軍をあれこれ移動させることを要請した。だが、枢密院はいつも、南方（南）を降伏させた当初、世祖（クビライ・カアン）がバヤン（伯顔, Bayan）・アジュ（阿朮, Aju）・エリクカヤ（阿里海牙, Elig-qaya）・アラカン（阿剌罕, Alaḡan）とウルグ（月児魯, Örlüg）・ボオル（Bo'olḡ, 孛羅）らに命じて相談して決めさせた六十三箇所の軍隊（兵）である。〔したがって〕みだりに移動させるべきではないとして、奏上して要請を却下した。

以上が駐屯軍についての概要である。

史料内容を分析して示す。

1. (各種の軍の駐屯地域と駐屯の方法) :

「蒙古軍」：黄河・洛水流域、山東地域。軍営に居住。

「漢軍」「タマチ軍」「新附軍」：淮水・長江以南。一定の期間、兵役を果たす。

2. (江南駐屯軍の移動問題)

江浙・江西・湖広の三行省による駐屯軍移動要請があったが、枢密院の反対により、裁可されなかった。理由は、南宋平定当初、クビライ・カアンが、バヤン、アジュ、エリクカヤ、アラカンおよびウルグ（ユズ・テムル）、ボオルに命じて駐屯地を決定させたためであるからである。

以上のうち、「タマチ軍」の駐屯地域が、『元史』兵志二、鎮戍の序文と相違する。兵志では、「蒙古軍」と同じく黄河・洛河流域、山東地域とされている。この問題は、終章一むすびにかえて一でふれる。また、名を記されたバヤン以下の人物については、第二章第三節で言及する。

以上、三史料の述べる江南駐屯軍についての情報は、いろいろと食い違う。共通して伝える江南駐屯軍の構成にしても、モンゴルの他、漢人・契丹・西夏・女真・高麗系の軍（『集史』）、カタイ人（北中国の出身者）と、選抜され兵役に服するマンジの兵士（マルコ・ポーロ『世界誌』）、「漢軍」「タマチ軍」「新附軍」（『経世大典序録』、『元史』兵志では「タマチ軍」が無い。）と相違する。

では、いずれかの史料が誤っているのか。『集史』は引用の際に略した部分に、ナンキヤスの事情に精通したアミール・プラド・チンサン¹⁾からの情報であることをわざわざ記し、信憑性を強調している。彼は元ウルスからの使者として、ラシードの活躍した当時のフレグ・ウルスにやってきた人物なのである。マルコ・ポーロ『世界誌』も、一部に荒唐無稽な記事も混じるが、示した箇所はそうとも思われない。『経世大典』は、元ウルスで編纂されたものであり、その時代に編纂された『国朝文類』に引かれた「序録」、また『経世大典』そのものを材料として編纂されたとされる『元史』の志に大きな誤りはあるようにもない。いずれも真実を別の方面から記しているのではないか。

そこで、次章では、より根本的な史料によって、元ウルスの江南駐屯軍政策の推移を政治史との関連に留意しつつ検討する。その結果をふまえて、終章一むすびにかえて一で、第一章の史料内容を再吟味してみたい。

第二章 元ウルスの江南駐屯軍政策

本章は、元ウルスの江南駐屯軍政策がどのように推移したのかを、『大元聖政国朝典章』（以下『元典章』）所載の命令・通達文、および『元史』の記事をもとに考察する。諸政策の、江南政治史との関わりをも考えたい。

江南駐屯軍政策は、およそ次のような推移をたどる。そこで、以下三節に分けて論じる。

- (1) 首脳部不在のもとでの混乱と収拾方針〔至元十三年〕。
- (2) センウの行臺設置と、江南駐屯軍政策の開始〔至元十四年から十五年〕。
- (3) 江南での駐屯地設定とその後の変動〔至元十八年以降〕。

第一節 首脳部不在の混乱と収拾方針

南宋遠征軍が、南宋接收後どうなったかを考えるには、その軍がどのような構成であったかを

知る必要がある。これについては、拙稿「元朝江南行臺の成立」第一章行臺設立にいたる過程、で詳しく論じたので、ここでは要点のみ記したい。

至元十年二月（1273）の襄陽陥落後に編制された南宋遠征軍は、荊湖・淮西・五投下・淮東の四つの軍団から成った。遠征軍全体の長は、バヤンとアジュであった。遠征軍は、その後四回の再編を経て、四方面に分かれて進軍した。バヤンは首都臨安をめざし、アジュは揚州を攻囲し、スルドタイらは江西を南下し、エリクカヤは湖広に向かった。攻略は順調に進み、至元十三年正月に臨安が降伏し、抵抗を続ける揚州も七月に開城した。南宋帝室一族を奉じた勢力や地方の叛乱はなお存したが、大勢はここに決したのであった。

バヤンは臨安接收の体制を整えた後、至元十三年三月に南宋帝室をつれて上都へ凱旋の途に就いた。その前後から、南宋遠征軍の最高首脳たちはいずれも江南を離れて北帰する。アジュと五投下軍団の長センウは揚州陥落後の秋に凱旋した。淮東軍団の長ボロゴンは、四・五月に病のため帰還していた。彼らは、クビライ・カアンの下に至った後も、休む間もなかった。イリ溪谷アルマリクで勃発した「シリギの乱」とそれに関連した諸叛乱を鎮圧するために、あいついで麾下の精鋭軍を率いて赴いたからである。

いっぽう、江南では首脳部不在のまま、彼らより下位の将官たちのもとで、南宋遠征軍の各地への進駐、残存勢力追討が行われていった。その状況を伝えるのが、次に示す二史料である。第一は、至元十三年十二月に、クビライ・カアンが大元ウルスが江南で当時掌握していた地域の官民すべてにあてた聖旨（モンゴル語の *jārlıq*、おおせの漢訳語）である。「硬訳体」で記されたものが、「力づくで占有した民田は持ち主に返す」の題名で『元典章』に載せられている。第二は、それに対応する『元史』世祖本紀、至元十三年十二月庚寅（30日）の条である。こちらは、前者を補う記事を含み、もとモンゴル語で発された聖旨が、最終的に古典漢文でどう記されるのかを知ることができる。そこで、煩をいとわず双方を全訳して示す。

■史料Ⅱ（1）－1：『元典章』卷十九、戸部五、田宅、民田「強占民田回付本主」

「力づくで占有した民田は持ち主に返す」

至元十三年十二月に、欽んで奉じた皇帝の聖旨（*jārlıq*）：

「浙東・浙西・江東・江西・淮東・淮西の府・州・軍・県の官・吏・軍・民や様々な人々（諸色人）らに諭す。現在すでに帰順したといっても、[接收の] 処置の間には恐らく侵犯や騷擾・不穏なことがあるだろう。[そこで] 今、中書左丞相のアジュを頭とする行中書省[の者たち]を遣わして安んじ諭させる（撫諭）であろう。

また、バヤンが言うには、『マンジ（蛮子）の官人たちに[こう] 言った。マンジの民戸たちは、管軍官に占有させなければ軍たちは騒ぐだろう[と]。このために、我々はしばらく万戸・千戸たちに占有させていた。そのため、占有していた者たちは、このよう[な状況] によって、民戸たちから財物・糧食をむりやり取るのに都合がよく、[いっぽう] 彼ら（民戸たち）は怖じ

気づいて逃げてしまった。』[と。]

今、[民戸たちを] すべて返して各々の州城（州治の置かれた都市＝州）にわたして（分付）、もとどおり平穩に住ませ、および管軍官・滅んだ宋朝の官員・有力者たちは、力づくで占有した人民の田地・住宅・財産をすべて返せ（回了者）。もし、持ち主が無ければ、最寄りにきまりによって田地の無い人民たちに給付せよ。もし、本当に役所（官司）の土地（地土）であるなら役所が収用する（収係）ほか、人が耕作すれば地税（税石）を受け取り（收納）、茶・塩・酒・酢[の専売] 税、商税・金・銀・鉄冶・竹貨・産物（出産）・湖泊への大小の營業税（課程）は、状況に応じて（従便）課税し、滅んだ宋朝でのさまざまな名目での繁雑で重い科差・皇帝の誕生日の上供・経制総銭など一百余項目[の税] はどれも取るな。すべて大小の事務はじっくりと相談し（従長区議）、つとめて人民は安寧に、万事公平に処理し、くわえて状況を逐一[中書] 省に咨[文を送り] 上奏せよ（聞奏）。」

これ（この聖旨）を^{つし}欽め。

■史料Ⅱ (1) -2:『元史』卷九、世祖本紀六、至元十三年十二月庚寅条

庚寅、(中略) 浙東西・江東西・淮東西・湖南北の府・州・県の官・吏・軍・民に詔して諭す。以前、万戸・千戸がその[管下の] 民からむやみに取りたてて、[そのために、民が] 逃げ散るという結果を来したので、今、人民をすべて原籍の州県[の管下] に戻す。およそ軍を管轄する将校や宋の官吏の中に、力づくで民の田地財産を奪う者がいれば、[田地財産を] それぞれその持ち主に返させ、持ち主がいなければ、それを付近の人民で財産（生産）の無い者に支給する。それ（人民）からの田租（田畑からの収穫税）、商税、茶塩酒醋税、金銀鉄冶・竹貨・湖泊の課程（營業税）は実状によってこれらを処理させる。およそ、もとの宋[朝で] のわずらわしくて無駄の多い科差・皇帝の誕生日の上供・経制総銭など百件あまり[の税] はことごとく免除する。

バヤンが言った、張恵は宋の倉庫を保守しておりますが、命令を待たずに鍵を自分勝手に開けています、と。[そこで] 詔して、アジュにこの事件を詰問させ、さらに、江東西・浙東西・淮東西の官・吏たちに諭して、新旧の会計を検査させる。

浙西・浙東・江西・江東・湖北の五道の宣慰使を叙任した。

両史料から、至元十三年末の時点で、大元ウルスの江南統治政策の根本に関わる重要決定が行われ、クビライ・カアンの命として発令されたことが判明する。史料の内容は、南宋遠征軍の実態報告、報告を受けての收拾方針の二つにまとめられよう。

南宋遠征軍の長であり、中書右丞相としてクビライ政権の首脳でもあったバヤンの報告によると、江南での実態は次のようであった。首脳部不在のまま、南宋遠征軍を率いる万戸・千戸らの将官は、進駐占領した地の人民の支配をバヤンらから許されていた。その状況の中で、彼ら万戸・

千戸らは宋の官員、有力者とともに占領地の人民の土地・財産・食糧を占拠・掠奪した。そのため、人民たちが逃げ出す状況が生まれていた。また、臨安では、バヤンから南宋政府の接收という大任を任されていた経済官僚の中書右丞張恵が、中央の命を待たずに倉庫を開封する大失態を犯していた。

江南の混乱の報告を受けて、打ち出された收拾方針はさらに五点にまとめられる。

一、人事：混乱を收拾する最高責任者として派遣されることになったのは、バヤンに次ぐ南宋遠征軍の長であった中書左丞相アジュである。彼を長とする「行中書省」の者たちを江南（彼が揚州攻略の担当であったことからすると、赴く都市は揚州であろう）に向かわせる。彼の下に[江淮]行中書省が直接担当とする淮東・淮西道以外の、五つの「道」には宣慰使を任命する。

宣慰使はおのおの複数任命されたい。この時期に宣慰使に任命された者が、五道とも一人は確認される。江東道はアラカン、浙東道はカイドウ、浙西道はアタカイ、江西道はタチュとマジウド・ウッドィーン、湖北道はアウルクチである¹⁾。湖北道宣慰使の名が確認されるので、『元典章』所載の聖旨のあて先に湖北が抜けているのは脱字かもしれない。

二、「軍政」から「民政」へ：万戸・千戸ら将官（管軍官）による人民統治から、もとの州県の官による統治に戻す。

三、占拠資産の返還：万戸・千戸らおよび彼らに便乗した宋の官員・有力者の占有した人民の資産を返還させる。無主の場合は、土地を持たぬ人民へ給付し、役所の土地は収用する。

四、課税方針の決定と、課税の前提となる会計検査：南宋期のさまざまな付加税は廃止する。土地税、専売税、営業税（課程）の課税。江東・江西・浙東・浙西・淮東・淮西道では、（これまでの財政実態を把握するための）会計検査をおこなう。

五、以上の政策遂行状況の報告：中書省に咨文（同格官庁間の公文書。したがって発信元は行中書省）を逐次送り、状況をクビライ・カアンに報告する。

実は、この江南統治政策は、すぐに完全に実行されたのではなかった。というのは、最高責任者の左丞相アジュが、翌至元十四年正月に、精鋭軍を率いてクビライ・カアンの元に赴くよう、新たな命を受けたからである。シリギの乱の重大な影響であった。その後、彼は中央アジア前線に向かい、ビシュバリクに駐屯し、そこで至元十七年に没する。江南にいた宣慰使らの将官のなかで最高位にあったのは、中書平章政事であったアタカイだが、彼も五宣慰使の一人にすぎなかった。江南全体を統轄する人物を欠いたまま、混乱はなおも続いていた。

第二節 センウの行臺設置と、江南駐屯軍政策の開始

アジュに代わり江南全体の統轄者に任命されたのはセンウである。至元十四年七月、彼は御史大夫に任じられ、揚州に行御史臺を設ける。センウとはどんな人物か。ムカリ国王に始まるジャライル国王家という名門出身で、父は国王の称号を継いだスグンチャクである。南宋遠征では、

ジャライル・コンギラト・イキレス・ウルウト・マンガトの五部族集団から成る五投下軍団を率いて、臨安方面、揚州の攻略にあたった。凱旋後、シリギの乱関連の戦役に出撃していたが、行臺大夫拝命に伴い、五投下軍団を伴って江南に戻ってきたのである。

行御史臺の設立のいきさつと活動については、やはり拙稿「元朝江南行臺の成立」第二章行臺の活動とその構造、に述べたので、ここでは史料二点の要約のみを述べたい。第一は、クビライ・カアンがセンウを行臺の長に任命した「硬訳体」による聖旨である。第二は、行臺設立と同時に発布された、監察に関わる箇条書きの法令「行御史臺を立つる条画」中の将官（管軍官）への監察事項である。

センウを行臺の長に任命した聖旨は、江南の行中書省以下すべての官吏に宛てられている。江南に乗り込んだ官吏たちの不正と混乱が認識され、それに対して何人いかなる場合にも現地調査を行うことが命じられる。つまり、彼には、江南全体のすべての官吏を対象として、不正を糾弾する監察活動が命じられているのである。

将官（管軍官）への監察事項は、「行御史臺を立つる条画」全三十一条中、五箇条ある。『南臺備要』所載の順に内容を示す。センウが行臺御史大夫就任にあたり、献策した「便民十五事」中の「駐屯軍を取り締まる（鈴鎖成）」の具体化と考えられる。以下、江南での将官たちのもとでの混乱があたかも目に見えるごとくである。辺境消息の不報告（第四条）。駐屯軍の不整備、将官が金銭物品を受領して兵士（軍人）を軍役から放つこと、兵士逃亡の偽申告と名義を偽った代替人の使用、将官の私用で兵士に商売や運送、耕作をさせること（第六条）。将官の兵士取り締まりの不備、帰順人民の人身掠奪や購買（第七条）。私情に流された戦功報告の不正（第八条）。逃亡兵士の補充の際の不正、前線での代替人の使用（第十四条）。

行臺大夫センウという江南全体の統轄者を得て、至元十五年に入りようやく江南駐屯軍政策の具体策が決定されて、実施に移されていった。その政策は四つに集約される。いずれも南宋遠征軍を江南駐屯軍に再編するにあたっての重要決定であった。一、駐屯の形態決定、二、軍民分属の徹底、三、南宋遠征軍の再結集と駐屯地域の大綱決定、四、旧南宋軍の吸収、である。

一、駐屯形態の決定。江南の各都市を占拠していた南宋遠征軍を、安定した駐屯軍とするためには、恒久的な駐屯形態を決定する必要があった。その状況をうかがう史料が二点ある。第一は、至元十五年三月（これは御史臺が樞密院からの文書を受領した時点。）の「省諭軍人条画（兵士への申しつけの箇条書き法令）」の軍の駐屯地に関する規定（第十三条）である。第二は、その規定の実施状況を調査した行臺監察御史の報告を受けて、樞密院が行臺に回答した文書。すなわち、同年七月の「軍人置営駐屯（兵士は軍営を設置し [そこに] 駐屯する）」である。どちらも、「硬訳体」で記されたものが、『元典章』に残されている。

■史料Ⅱ（2）－1：『元典章』卷三十四、兵部一、正軍「省諭軍人条画」至元十五年三月

〔第十三条〕一：軍隊（軍馬）が駐屯する場所について、軍営の中で〔兵士を〕管理し、各々の〔軍の〕千戸や百戸や牌子頭（十人隊長）は〔兵士と〕一所に駐屯し、総把（千戸と百戸の間の中級指揮官）の官員は役所の建物に居住する。市街で、新たに帰順した官や民の住宅を奪って占拠したり、ちらばって宿泊して力づくで新たに帰順した人民を威圧してはならない。

■史料Ⅱ (2) -2:『元典章』卷三十四、軍役、正軍「軍人置営屯駐」

「兵士は軍営を設置し〔そこに〕駐屯する」〔A B Cは内容の区分のため付す〕

A. 至元十五年七月、行御史臺がうけとった監察御史の呈文（上申文書）：

「実地調査したところ、軍を管轄する官吏（管軍官吏）は、みんな軍営を離れて駐屯し、兵士をしばしば民家に雑居させて迷惑をかけています。そのため、〔兵士は都市内の〕市で悪事をはたらき（作弊）、徒党を組んだり（？吸群）、酒を飲んだり、人を殺したりする〔状況を〕来しております。〔そこで〕今後、調査して軍府のとりで（？軍房城郭）があるならば、管軍官に期限内に（責限）修理完了させ、〔兵士〕全員を遣わして〔その〕内部に駐屯させ、軍事演習させる。もし、軍府のとりでが無いならば、都市の外部に別に軍営を設置することを許可し、そのうえでそれを管轄する上官にたびたび員数検査（計点）させるのはいかがでしょうか。このようにすれば、民は悩まされることなく、まことに便利至極であります。ご検討（照詳）をお願いいたします。」

B. 〔行御史臺から〕咨文を〔御史臺に〕送って、受領した御史臺の〔回答の〕咨文の要約：〔さらに御史臺から〕呈文を〔中書省に〕送って、受領した中書省の〔回答の〕劄付：〔さらに中書省への〕枢密院の回答の呈文の要約：

C. 「調べたところ、近ごろ欽^{つし}んで奉じた聖旨に「将官（軍官）たちを取り締め（禁治）」とあり、〔それを受けて〕本院（枢密院）が定めた条画（箇条書きの法令）中の一条の要約：『軍隊（軍馬）が駐屯する場所について、軍営の中、一所に駐屯（駐住）し、総把（千戸と百戸の間の中級指揮官）の官員は役所の建物に居住する。市街で官や民の住宅を奪って占拠したり、ちらばって宿泊して力づくで人民を威圧してはならない。』これ（クビライの聖旨とそれに基づく条画）を欽^{つし}め。すでに〔枢密院から〕行中書省・行枢密院に咨文を送って、上述の通り、取り締めおわった。今、協議するには、行中書省を通じて（従）、〔兵士の取り締めを〕すみやかに施行せよ。管軍官に厳しく改めさせて（厘勒）、つねづね兵士の員数検査をし、非道にも人民を騒ぎ乱し、たむろして酒を飲まないようにさせる。もし違反したら断罪せよ。すでに各処の行中書省や〔安西〕王相府に咨文を送って取り締まった以外にも、請うらくは照合して（照驗）して〔取り締めを〕施行されたい。」

史料Ⅱ (2) -2は1の史料を引用しているので、こちらを分析したい。駐屯の実状、規定、それへの対策が読み取れる。くわえて興味深いことに、文書の移動から政策決定の過程と各官署の管

掌範囲が判明する。文書をABC三つに区分して、以下に内容を要約する。

A (江南の行御史臺監察御史による実状報告と対策提言)

1. (実状) 将官は軍營を離れ、兵卒は民家に雑居して、都市内で乱暴狼藉をはたらく。
2. (対策) 軍營を修理し、その内部に居住して訓練する。軍營無き場合、都市外部に軍營を設置する。上官の員数検査を厳重にする。

B (官署間での文書の移動)

①監察御史→②⑧行御史臺⇒③⑦御史臺⇒④⑥中書省⇒⑤樞密院

C (調査協議を経た樞密院の回答)

1. クビライ・カアンの聖旨・条画(「省諭軍人条画」)と、行中書省・行樞密院・安西王相府へのその通知。
2. 行御史臺への、行中書省を通じての兵士取り締まり徹底の要請。

遠征軍は、江南の都市内部で官民の住宅を占拠して居住していた。それを禁止して、将卒とも軍營内に駐屯させることを徹底させようとしたのである。既存の軍營がない場合には、都市外部に新たな軍營を設置するとある。既存の軍營とは、南宋軍のものしかありえない。つまり、南宋遠征軍は、基本的に旧南宋軍の軍營に駐屯することになったのである。

文書は、呈文(上申文書)や咨文(同級官庁間の文書)、符付(中書省の下達文書)を用いて移動している。結局、監察御史の報告・提言文書が、行臺から御史臺へ、御史臺から中書省へ、中書省から樞密院へ送られた。そして樞密院で対策を協議し、その回答は逆の順序で行臺に送られた。これから何が分るのか。行臺が有するのは江南での監察権であり、駐屯軍の不正は取り締まれるが、軍政そのものは管掌外である。軍政の決定機関は中央の樞密院である。したがって、その判断を仰ぐ必要がある。行臺が中央に文書を送る窓口が御史臺であり、中国統治統轄の中書省を経て、ようやく樞密院に達する。樞密院は行臺に回答するとともに、地方で軍を直接管理する機関に綱紀肅正の通達を出す。その機関は、行中書省・行樞密院、そして陝西方面では安西王相府なのである。

二、軍民分属の徹底、三、南宋遠征軍の再結集と駐屯地域の大綱決定。二は、兵士を統率する官と人民を統治する官を別系統にすることである。言いかえと、南宋遠征軍の将官の人民統治関与への禁止徹底であった。これは華北ではすでに李璣の叛乱後の政策の中で実施されていたが、江南でも行われることになった¹²。三の事項は、二と同時に史料中にふれられている。関連史料は五点ある。3:「省諭軍人条画」第十四条、4:『元史』兵志二、鎮戍、至元十七年三月条、5:同、至元十五年八月条、6:『元史』世祖本紀、至元十五年十一月壬辰条、7:『元史』兵志二、鎮戍、至元十五年十一月条。かなり長くなるので、3、4、5・6・7の三つに区分して訳出し、それぞれ検討を加えたい。

■史料Ⅱ(2)－3：『元典章』卷三十四、兵部一、正軍「省諭軍人条画」至元十五年三月

〔第十四条〕一：「新たに帰順した州・府の人民で、すでに朝廷がダルガチを設置し、管民の役所の招撫統治を受けている者に、将官（軍官）のもとでかつて徴集された新たに帰順した民戸がいるならば、この聖旨（ジャルリク）が到着した日に、ことごとく府・州・〔録事〕司・県の管民の役所にわたし、あまねく管轄させる。今後、軍官はふたたび以前のように徴集してはならない。

ここで注目すべきは、軍の人民支配の禁止よりも、ダルガチの設置である。先にふれた至元十三年十二月の聖旨（史料Ⅱ(1)－1）では、万戸・千戸ら将官（管軍官）による人民統治から、もとの州県の官による統治に戻す、とされていたのみであった。この史料から、管民の役所＝〔路府〕州県官に加えて、ちょうどこの時期に、人民支配のためにダルガチが設置されつつあったことが判明する¹³。こうしてダルガチと、知府・州尹・録事・県尹ら管民官の両者を長とする地方統治体制が作られていったのである（おそらくは路でも）。

■史料Ⅱ(2)－4：『元史』卷九十九、兵志二、鎮戍、至元十七年三月条

三月、同知浙東道宣慰司事の張鐸が言った「江南の駐屯軍の将官（軍官）〔の制度〕は都合が悪うございます。一定の期間により交代させるやり方で将官を配置するようにしていただきたい」と。わが国の制度は、江南を平定してより、駐屯軍を〔各〕都市に列ね、その軍の長である官は、みな世襲して交代しない。だから〔彼らの〕多くは富民と徒党を組み、それにより民の田地・家屋を奪い、官吏の政治をそこない、害をなすことが甚だしかった。鐸の上言は〔この状況を〕すべて、交代しない弊害だとして、その〔駐屯の〕制度を変更し、歳月を限って転任させることを要請し、帰順したばかりの民に生業に安んじることができるようにすることを願ったものである。

浙東道からの実状報告と改善要請であるが、クビライの裁可はなく、要請は実現されなかった。だが、これにより、江南諸都市の駐屯軍の長が世襲であること、軍民分属の後も富民と結託して人民の資産を占拠する事態が生じていたことが判明する¹⁴。

■史料Ⅱ(2)－5：『元史』卷九十九、兵志二、鎮戍、至元十五年八月条

八月、江南のもろもろの路に駐屯する兵卒に命じて、おのおので所属する万戸〔のもとに〕かえって駐屯させた。はじめ、長江を渡って獲得した都市は、各万戸の部下・兵卒を派遣してそこに駐屯させた。長らくたつと、逃亡したり死傷したりする者が多くなり、〔あとから〕続いてやってきた者も、多くは部隊に到着しなかった。ここに至り、おのおのの〔万戸の〕軍営（営）に帰還させるにまかせ、そうして駐屯に備えさせた。

■史料Ⅱ（2）－6：『元史』卷十、世祖本紀七、至元十五年十一月壬辰条

壬辰〔の日〕、江東道宣慰使のナンギャダイが〔次のように〕言った。「江南は、すでに平定されたのだから、軍隊と人民には別々に官吏（官属）を設けるべきである。「蒙古軍」は黄河の南北に〔わたり〕分散して駐屯し、残りの兵員（餘丁）らによって部隊を編制して、彼らによる人民財物の掠奪の禍を絶つべきである。官僚を区分するのは、アフマドが〔官署を〕濫設した弊害を改革するのが本意であるから、将官で功績を立てた者に、きまり通り淘汰をおこなえば、〔今後、軍隊に対して〕何によって〔手柄を立てるよう〕勧められようか。新たに服属した兵士（軍士）には、行省に彼らの衣料・食糧を賜与させ、窮乏させないようにすべきである」と。カアンはこれ（この意見）をお気に入られた。

■史料Ⅱ（2）－7：『元史』卷九十九、兵志二、鎮戍、至元十五年十一月条

軍と民とが所属を別にする制度、および「蒙古軍」の駐屯地を決定した。これより以前、李璫が叛乱したので、軍と民とを二つに分離して所属を別にした。その後、江南が平定されたことにより、将官（軍官）は当初、民職を兼任し、とうとう兼任のままになった。おおよそ〔一〕千戸によって一つの郡を守備すると、その部下を率いてそれに従事し、百戸でもまた同様である。〔この制度は〕都合がよろしくない。ここに至って、軍と民とをおのおの所属を別にさせるようにしたことは、〔江南平定以前の〕はじめの制度の通りである。士卒は、万戸を〔所属の〕長として、駐屯しうる土地を選択して、そこに駐屯する。もろもろの「蒙古軍」兵士で〔黄河の〕南北のあちこちに居るもの、および各アウルク（奥魯）に帰還した者もまた、みな集結させる。「四万戸」が管領する者どもは河北に駐屯させ、アジュの二万戸は河南に駐屯させ、こうして派遣に備え、残りの者たち（餘丁）は、その戸籍を決定し、部隊に編入して、おのおの所属する所があるようにし、征伐〔の時〕になれば、彼らを派遣させる。

6と7は内容が重なり合う。6の江東道宣慰使ナンギャダイの要請がクビライ・カアンにより嘉納されたのを受けて、7が発令されたという関係と考えられる。5・6・7の三史料に共通することは、江南各都市から、一部は帰還して黄河流域・華北のアウルクにまでと、広範囲に散在する南宋遠征軍を、所属の万戸単位に再集結させ、軍紀肅清を図るとともに、駐屯地決定に備えさせるということである¹⁵。

「蒙古軍」は、他の軍とは扱いが異なる。万戸のもとに集結させることでは同じだが、この時点、「蒙古軍」所属の将士は、黄河流域・華北のアウルクにまで帰還していた者も多かったようである。彼らの駐屯地域は、江南でなく黄河北に設定された。「四万戸」所属の軍は河北に、アジュ所属の軍は河南に駐屯地を設定する、とある。この「四万戸」とは、フウシン部・ジャイル部の一族を長とする四万戸から成る軍団のことであり、後に「河南淮北蒙古軍都万戸府」を構成した。河南に駐屯することになった、アジュ所属の軍団は、「蒙古軍都元帥府」「山東河北蒙古

軍都万戸府」麾下の軍の前身と考えられる¹⁶。

史料Ⅱ (2) -7に記される、千戸・百戸ら将官の民政関与は、至元十三年末のクビライの聖旨（史料Ⅱ (2) -1）に載るところとほぼ同様である。両者には二年足らずの間しかないのだから、禁止はされたものの、実態はまだあまり変化していなかったと考えられる¹⁷。

ナンギャダイの提言（史料Ⅱ (2) -6）の最後は、旧南宋軍兵士への行省からの衣食供給である。南宋軍の処遇は、当時の重大問題であったと考えられる。膨大な数の職業軍人が、南宋政府崩壊とともに「失業」したことになるからである。旧南宋軍の接收方針は、すでに至元十四年末に決定されていた。それを示す史料を次に訳出する。

■史料Ⅱ (2) -8:『元史』卷九十八、兵志一、兵制、至元十四年十二月条

[至元十四年] 十二月、枢密院の臣下が言った「滅んだ宋の諸都市（州城）を接收（収附）する際、新たに帰順した者（新附。南宋軍）は食糧を官軍に請い、[また] 通事馬軍人らをも合併する際に、軍官は救済しようとしません。[そこで、] あちこちに逃亡してしまう者が多くなります。彼ら（旧南宋軍）を誘い招くことを要請いたします」と。[そこで] 中書左丞の陳巖らに命じて、軍役に堪えうる者を選抜し、収容して（収係）して軍役に充当し、[南宋での] 前例によって俸給（錢糧）を月ごとに支給させる。その（南宋軍の）生券軍で軍役に堪えられない者は、官が牛や農具・食糧を支給して屯田して農牧業をさせた。

この史料は、ふたつの部分から成る。枢密院からの実情報告と要請、それを受けての南宋軍接收方針である。江南各都市接收の際に、大元ウルス側の将官が無策のため、南宋軍人と通事馬軍人（モンゴルから南宋に投降して南宋側にいた軍）が逃亡してしまっていた。報告を受けて、もと南宋の地方官（知漣州）であった中書右丞陳巖らに命じ、南宋軍人らから精鋭のみを選抜して、俸給を与えて軍役に充てることに決定した。南宋軍のうち、生券軍の軍役に堪え得ないものは、屯田で農牧業をさせる援助をする。江南各都市接收の際に南宋軍は、精鋭のみが大元ウルス軍に吸収され、前代と同じく俸給を与えられることになった。これが「新附軍」である。その多くが江南駐屯軍となったと考えられる¹⁸。

第三節 江南での駐屯地設定とその後の変動

前節では、至元十五年に南宋遠征軍の再結集と駐屯地域の大綱決定がおこなわれたことを述べた。だが、黄河南北の「蒙古軍」以外の、江南での実際の駐屯地決定は、その時点では行われなかったらしい。というのは、至元十八年末から十九年に、駐屯地決定を命じた記事が史料に見えるからである。思うに、南宋残存勢力が崖山の戦で潰えたのが至元十六年正月、第二次日本遠征（弘安の役）が至元十八年六月～閏七月である。戦役に向かう軍の移動が激しく、駐屯地が設定で

きなかったと考えられる。至元十八年末から十九年という時期は、諸王・后妃公主・勲臣への江南の権益分与、いわゆる「江南戸鈔」設定が行われ始めた時期でもあり、駐屯地設定との連動も想定される。江南全域の制圧と、そして南宋軍人が多く含まれていたという第二次日本遠征の「江南軍」の帰還（もしくは不帰還）という背景が、この駐屯地決定にあると考えられる。

駐屯地が至元十八年・十九年から設定されていったことを示す史料は、『元史』世祖本紀と兵志二 鎮戍に三点ある。以下に示す。

■史料Ⅱ (3) -1:『元史』卷十一、世祖本紀八、至元十八年八月庚寅条

[至元十八年八月庚寅、]しばらく前にアラカンが死去したので、アタカイらに命じて三海口などに分かれて駐屯させた。そしてアタカイには、海上に残存する敵対勢力（餘寇）を招撫させた。

■史料Ⅱ (3) -2:『元史』卷十二、世祖本紀九、至元十九年二月己酉・庚戌条。

- ①: 己酉 [の日]、軍を分けて江南 [各地] を駐屯守備させた。[その地点は] 帰州から江陰に及び、三海口に至る合計二十八箇所である。
- ②: 庚戌 [の日]、参知政事のタングタイら六人に黃州・建康・江陵・池州・興国に駐屯させた。

■史料Ⅱ (3) -3:『元史』卷九十九、兵志二、鎮戍、至元十九年二月、元貞元年七月、泰定四年十二月条。

- ①: [至元] 十九年二月、タングタイに命じて長江沿岸の州郡において、善し悪しを勘案して軍を設置し駐屯させた。また、鄂州・揚州・隆興・泉州の四行省に諭して、協議して軍を諸都市（列城）に駐屯させた。（後略）
- ②: [元貞元年七月の条、枢密院の協議内容の一部]：江南を平定したときに、長江沿いに軍隊を配置（安置）したのは、バヤン、アジュ、アタカイ、エリクカヤ、アラカンら皆、もと [南宋] 攻略を経験した人々であり、また [彼らは] 近臣のウルグ、ボオルらの枢密院の官とともに協議して配置したものでした。
- ③: [泰定四年十二月の条、枢密院の協議内容の一部]：至元十九年から、世祖（クビライ・カン）は、地理状況を知っている中書省・枢密院の官に命じて協議させ、海に臨み長江に沿った六十三箇所に軍隊を設置した。

以上の三史料は、至元十八年、十九年の二時点に分かれる。まず設定地域について検討する。

至元十八年八月は第二次日本遠征直後である。征日本行省（征東行省）左丞相アタカイらに、帰還した「江南軍」の駐屯地を、三海口ほかの地点（おそらく杭州湾近傍の沿海地帯）に決定させたものである。征日本行省（征東行省）左丞相アラカンが出征直前に病没したため、江淮行省左

丞相アタカイが杭州から転じていた。

至元十九年二月以降に決定された駐屯地域は、第一に長江沿岸地域である。長江中流の帰州（現湖北省）から、江陵、黄州、興国、池州、建康、下流の江陰（現江蘇省）へ、そして三海口に至る合計二十八箇所におよぶ。駐屯地設定を命じられた一人タングタイは、江南に残留した中級指揮官で、十五年六月まで黄州路宣慰使であった。自身の駐屯地は黄州であったと考えられる。

第二の設定地域は、江南全域にわたるものであったと考えられる。「鄂州・揚州・隆興・泉州の四行省」すなわち湖広・江淮・江西・福建の四行省に命じて協議して、「列城」（諸都市）に軍を駐屯させた、とある。それらが、第一の二十八箇所と重複するか否かは不明だが、六十三箇所に至ったという。六十三という数は史料Ⅰ－3に引かれている。

地域のほか、より注目すべきは、設定者についての記述である。二種の人々より成る。第一は南宋攻略を経験して地理状況を知るバヤン、アジュ、アタカイ、エリクカヤ、アラカンら〔行〕中書省の官であり、第二は近臣のウルグ（アルタ部のユズ・テムル・玉昔帖木兒）、ボオルら枢密院の官であった。先に第二節の史料Ⅱ（2）－2を分析して、軍政の決定機関が中央の枢密院であること、地方で軍を直接管理するのは、行中書省、（特定の時期・地域には）行枢密院であるとの結果を得た。それがまさしくここにも当てはまる。すでに右丞相バヤン、左丞相アジュは帰還していたが、駐屯地設定にはかれら南宋遠征軍両首脳の意向が反映された。アジュは至元十九年には没していたと見られるから、設定の基本はこれ以前に固まっていたのかもしれない。

至元十八年から十九年に駐屯地を設定されていった江南駐屯軍は、この後の政治状況変化の中で、何度も大規模な制度の改変を受ける。本稿では、十九年につづく至元二十二年と二十七年のものを考察する。まず、至元二十二年の改変に関する史料を示す。

■史料Ⅱ（3）－4：『元史』卷十三、世祖本紀十、至元二十二年二月乙巳条（兵志二、鎮戍、至元二十二年二月条もほぼ同文）。

〔至元二十二年二月乙巳〕詔して、江淮・江西にある元帥・招討司を改組して、上中下の三〔等級の〕万戸府とし、蒙古・漢人・新附の諸軍をとりまぜて三十七部隊（翼）を編制する。上万戸府：宿州・蕪県・真定・沂邳・益都・高郵・沿海の七部隊。中万戸府：襄陽・十字路・邳州・鄧州・杭州・懷州・孟州・真州の八部隊。下万戸府：常州・鎮江・潁州・廬州・亳州・安慶・江陰水軍・益都新軍・湖州・淮安・寿春・揚州・泰州・弩手・保甲・処州・上都新軍・黄州・安豊・松江・鎮江水軍・建康の二十二部隊。各部隊にダルガチ、万戸、副万戸各一名を設置し、その地の行院に所属させる。

この史料は、一、江淮・江西の駐屯部隊を再編制し、蒙古・漢人・新附（旧南宋軍）の諸軍をとりまぜて三十七部隊（翼）とする。二、部隊の所属を行枢密院とすることを命じたものである。

この命が出された時点と、駐屯部隊の構成、万戸府の名称の三点は、きわめて注目に値する。

この年正月には、江南統治政策の大きな変更が決定されていた（『元史』世祖本紀、至元二十二年正月乙未条）。第一は、行臺の一時廃止である。至元二十年に行臺御史大夫から江淮行省左丞相に転じたセンウは、翌年赴任途中に没した。第二代行臺御史大夫は、やはり南宋遠征軍首脳の人であったマングト部のボロゴンである。彼は、クビライ・カアンから「なまぬるくて、だめだ（寛緩、不可）」と不信任を受けてしまう。二十二年のうちに行臺は復活するが、センウが大夫であった時期のような力はなかった¹⁹。

行臺廃止の議論と同時に、財政担当の中書右丞盧世栄による二件の要請がなされた。これが第二である。一、福建行省を降格して宣慰司として、江西行省に合併する。二、江南の行省の事務繁多を改善するため、行省ごとに行枢密院を設立して、軍事権限を移す。これらが、クビライ・カアンの裁可を受けた結果、史料にあるように江南駐屯軍は「行院」（行枢密院）に所属することになったのである。ただ、軍事面で大規模な改組をおこなうべき理由は、現在のところ見出し得ていない。

駐屯部隊の構成で注目すべきは、江淮・江西の駐屯軍に、「蒙古」軍が含まれていることである。至元十五年の大綱決定では、彼らは黄河南北に駐屯地を設定されたが、すべてが江南から離れたわけではなかったのである。

万戸府の名称は、より重要な問題を含む。名称の多くは地名である。従来は、これらの地名が、その万戸府の駐屯地点を示していると解釈されていた²⁰。そして、江南三行省の地域内の地名を有する万戸府が少なく、それも長江沿岸が過半であること、それが行政の実質的浸透が長江流域どまりであることを示し、大元ウルスの江南支配の特徴を「脆弱性」ととらえる論拠となったのである。

しかし、史料の初めにあるように、これは「江淮・江西」の駐屯軍の再編を示すものである。再編にあたっての域外への移動もあるかもしれないが、この三十七部隊（翼）は江淮・江西行省管内に駐屯したと考えるべきである。また、このうちの常州翼・泰州翼の万戸府が建康に駐屯したことも『[至正] 金陵新志』により確認できる²¹。また、改組されたのは「元帥・招討司」麾下の駐屯軍であり、これが駐屯軍すべてであるとも断言できない。つまり、この史料によっては、駐屯軍の実際の駐屯地が長江沿岸に偏在したことを言うことはできないのである。

では、万戸府名称の地名は、何を示すものなのか。その全てにわたっては検証できないが、部隊の編制・出身地を指すものと考えられる。たとえば、「新附」軍すなわち旧南宋軍がこの中には含まれている。『宋史』巻一百八十八、兵志二、建炎後諸屯駐大軍に載る南宋時期の駐屯諸軍の少なくとも九部隊が、この中に含まれる（沿海、杭州、鎮江、廬州、江陰水軍、泰州、黃州、安豊、鎮江水軍）²²。亳州は、モンケ・カアン時代から保定の漢人軍閥張氏（張柔とその子孫）軍団の駐屯地である。また、旧李璣軍団により編制され、華北の般陽路を根拠地とした「益都淄萊新軍」が、南宋遠征、安南陳朝遠征に従事したことが知られている²³。華北の地名を有する万戸府は、

本拠を華北に持ちながら一部が江南に駐屯していた可能性がある。

江南駐屯軍の制度改変の二つめは、至元二十七年に行われたものである。至元二十一年九月から二十五年にかけて、江淮（江浙）行省の長として専権を振るったマングダイが、二十六年に左遷されたことが、改変の背景にある。次に示す史料は、マングダイに代わって江淮行省の長となったブリルギテイ（アジュの子）による江淮行省管内の駐屯軍制度の改善提言と、クビライ・カアンによるその全面的裁可を示すものである。

■史料Ⅱ (3) -5:『元史』卷九十九、兵志二、鎮戍、至元二十七年十一月条。同卷十六、世祖本紀十三、至元二十七年十一月戊辰条。【】内は、本紀対応記事により、補った部分。

十一月【戊辰】、江淮行省【平章政事のブリルギテイ（不憐吉帯）】が言うには、「はじめ、丞相バヤンおよび元帥アジュ、アタカイらが行省を守った時、各路に軍を置いて駐屯させましたが、[その際、]土地の重要性を勘案して、駐屯軍の兵数を加減しました。この後、マングダイがこれ（バヤン、アジュ、アタカイら）と交代し、ことごとく駐屯軍の制度を変更して、将官（軍官）や士卒を配置がえし、はなはだ宜しくありません。今、福建の盜賊（反乱）はすでに平定されましたが、ただ浙東道だけは、土地は辺鄙極悪で、賊が巢穴としている所ですから、ふたたび三万戸を帰還させて、そこ（浙東道）を守備させていただきたい。[具体的には、万戸]カラタイ（合剌帶）の軍は、沿海と明州・台州に駐屯し、[万戸]イキレス（？、亦怯烈）の軍は、温州・処州に駐屯し、[万戸]ジャクタイ（札忽帶）の軍は紹興・婺州に駐屯する。ところで、寧国・徽州では[駐屯軍に]当初、現地の兵卒（土兵）を使いましたが、後にみんな賊と内通したので、今ことごとくこの兵卒を長江以北に移し、あらためて高郵・泰州の二万戸の漢軍を移動してここ（寧国・徽州）に駐屯させる。揚州・建康・鎮江の三都市は、長江を跨ぐかたちで位置し、人口も多いので七万戸府を設置する。杭州は行省の諸部門の倉庫がある所なので、四万戸府を設置する。水戦[に備えた]制度は、もとは十箇所にとどまっていた。いま、海に面し江に沿う要害二十二箇所を選んで、兵員を分けて軍事演習（閱習）し、もろもろの盜賊の様子を探る。錢塘は海港（海口）を押さえ[る所で]、もとは戦艦二十艘を設置していました[が、少ない]【ために、海賊が時々出現し、船を奪い人を殺しています】。今、戦艦百艘・海船二十艘を増やし設置す【れば、その故に海賊も敢えて出ようとしなんでしょう】。」と。枢密院は[この提言をクビライに]上奏したところ、全面的に裁可された。

ブリルギテイの提言は現在の治安状況、都市の重要性を勘案して、駐屯軍を再配置することに主眼があったと考えられる。だが、ここでは再配置の論拠に用いられている二点に注目したい。

1. 江南での駐屯地決定は、バヤン、アジュ、アタカイら行省高官が行ったものである。
2. マングダイによる駐屯軍の配置替えは改悪である。

バヤン、アジュ、アタカイら行省高官が、江南での駐屯地設定に関わったということは、史料Ⅰ-3 (『経世大典序録』) や史料Ⅱ (3) -3 (『元史』兵志) に記されていた。ただ、『経世大典序録』にある次の記述は事実に反する。「南の三行省 (江浙・江西・湖広) だけが、たびたび駐屯軍をあこれ移動させることを要請した。だが、枢密院はいつも (中略) みだりに移動させるべきでないとして、奏上して却下した。」実際には、『元史』兵志二、鎮戍にこまごまと記されているように、何度も移動が行われているのである。

マングダイによる駐屯軍の配置替えが、この記事で非難されている。彼の江淮行省平章政事・左丞相当時の専権が諸史料に伝えられている。先に述べたように、軍政の決定機関は中央の枢密院である。マングダイは、枢密院との協議をしないまま、駐屯軍の配置替えをしたものか。至元二十二年二月 (史料Ⅱ (3) -4) の駐屯軍の改組は、クビライ・カアン の詔として発令されているから、これを指して非難しているとは考えられない。

終章—むすびにかえて—

本章は、三部分から成る。まず第二章の検討結果を示し、つぎにそれにより第一章の史料を検討する。最後に今後の研究課題を示してみたい。

第二章の検討結果は、以下のようにまとめられよう。

大元ウルスの江南支配は、南宋遠征軍による各都市進駐とその将官による人民支配により開始された。だが、凱旋した遠征軍首脳たちは麾下の精鋭軍を率いてシリギの乱関連戦役にそのまま出撃することになった。首脳部不在の軍による都市占領は混乱を招いた。そこで政府は、至元十三年末に收拾策を立てた。アジュを統括者とする、将官の人民支配からの分離、占拠資産の返還、課税方針等である。(第一節)

アジュは中央アジア戦線に向かい、代わって江南全体の統括者として派遣された行臺御史大夫センウの監察のもとで、至元十五年に南宋遠征軍を江南駐屯軍として整備する政策が実行された。軍営での駐屯、軍民分属の徹底、万戸単位での軍の再結集と「蒙古軍」の黄河北部の駐屯、旧南宋軍の吸収である。行臺が有するのは監察権で、以上の軍政は枢密院の担当、江南での軍管理は行省・行院が行った。(第二節)

江南での駐屯地が実際に決定されていたのは、至元十八年の第二次日本遠征直後から、至元十九年のことだった。決定は南宋遠征軍指揮官と枢密院の協議による。その後も、至元二十二年、二十七年などに駐屯軍制度・駐屯地は変更された。(第三節)

なお、大元ウルスの駐屯軍が江南に少なく、かつ長江流域に偏在することが江南支配の脆弱性を示す、との通説は、史料Ⅱ (3) -4の解釈を誤ったものであり、根本的な再検討を要する。また、支配の脆弱性を示すとされた他の三論拠についても再検討が必要と考える (注5、21参照)。

以上の検討結果を受けて、第一章の史料を吟味してみたい。まずは、江南駐屯軍の構成についてである。三史料が伝える情報は次の通りであった。

1)『集史』：モンゴルとジャウクト（漢・契丹・西夏・女真・高麗）。南宋遠征軍が江南駐屯軍になった。

2)『世界誌』：カタイ（北中国）出身者と、選抜され兵役に服するマンジの傭兵。歩兵主体。

3)『経世大典序録』：漢軍、タマチ軍、新附軍（『元史』兵志二、鎮戍序文はタマチ軍を欠く）まず、『集史』の検討。モンゴルの存在は、アタカイ、アラカン、ナンギャダイ、マングダイら駐屯軍を管理する行省丞相・宣慰使経験者以下、実例があり確認される。漢軍の存在は、そもそも南宋遠征軍が「蒙古・漢軍」により構成されたこと（『元史』世祖本紀、至元十一年六月庚申条の詔のあて先等、この表現は散見する。）、また『至順鎮江志』などに載る駐屯軍將校名からも確認される。漢軍以外のジャウクト構成者の存在は、第一章で述べた。南宋遠征軍が江南駐屯軍になったことは、第二章全体がその証明といえよう。つぎに『世界誌』の言うカタイ出身者は、ほぼ漢軍を指すものと考えられる。マンジの傭兵、また「経世大典序録」の言う「新附軍」の存在については、第二章第二節史料Ⅱ（2）－8で述べた旧南宋軍の吸収で明らかである。『世界誌』に言う歩兵主体も江南の風土からすれば、当然と言える。

さて、問題はタマチ軍である²⁴。これは、第二章の史料中には表れなかった。『経世大典序録』では江南、『元史』兵志二、鎮戍序文では華北に駐屯するというものである。実は、この双方とも正しいと考えられる。それは、次に示す本稿最後の史料からである。

■史料Ⅲ：『元典章』卷三十四、兵部一、軍役、探馬赤軍「探馬赤軍交闊端赤代役」

「タマチ軍が馬曳き（闊端赤）に〔軍〕役を代行させる〔ことについて〕」

至元二十八年十月に、枢密院が受け取った蒙古都万戸ナンギャダイのモンゴル文文書の要約訳（訳該）：枢密院の官人たちにナンギャダイがモンゴル文の文書で呈した〔もの〕：

至元二十八年九月二十八日に、紫檀殿前で〔クビライ・カアンに〕直接に奏上するには、「タマチ軍人は、以前にアジュが管轄したころは良かった。今では、もし出動するということになるならば、彼ら（タマチ軍人）は本人が軍に出向かずに、〔彼らの〕馬曳き（闊端赤）を軍に行かせた。百戸や牌子頭や彼らの官人たちは、顔色をうかがって、彼ら自身を軍に行かせずにいて彼らの馬曳きを軍に行かせている。今、お上り、かたじけなくも、そのような者たちが馬曳きを軍に行かせるのをはなはだ厳しく取り締まる聖旨をいただきたい。」と奏上したところ、

〔クビライ・カアンは〕「どうしてだ？」と聖旨があり、「お前たちの事だ。お前たちが厳しく取り締められ。」と聖旨があった。

また〔ナンギャダイが〕題奏するには、「これらの軍があちこちのマンジ（蛮子）の地方に〔中書〕省の官人たちに付き従って、道を尋ね、行く先を尋ねて行ったのだ。自分の、軍人の身分の名で馬曳きを身役に向かわせているのだ。それらの者たちを捕まえてきたらいいか。」と

奏上したところ、

〔クビライ・カアンは〕「些細なことではあるが、言うことはもっともだ。捕まえさせよ。」と〔聖旨があった〕。これ（これらの聖旨）を欽め。

蒙古都万戸ナンギャダイ（史料Ⅱ（2）－6の江東宣慰使と同一人物）の直接・文書二回にわたる要請と、一部裁可である。彼は前年から、麾下のタマチ軍五百人を率いて鄂州に駐屯していた（『元史』世祖本紀、至元二十七年九月己酉条）。タマチ軍が江南に駐屯していた実例である。彼の家系を子孫へとたどると「山東河北蒙古軍」の首脳を継いでいったことが分る。さらに、タマチ軍が、アジュ麾下にあったこともこの史料から確認できる。アジュの二万戸が河南に駐屯地域を設定されたこと（史料Ⅱ（2）－7）もあわせると、タマチ軍が黄河南北に駐屯していたことも分るのである。なお、史料中に見えるタマチ軍の綱紀紊乱の有様も興味深い。

マルコ・ポーロ『世界誌』に言う、駐屯軍の給与の源と交代制といった細部は、第二章での検討に無かったので今後の課題とせざるをえない。むしろ、最後に検討したいのは、『集史』が伝える、万人隊長（amīr-i tūmān）が駐屯軍統率のみならず、徴税ほかの管内統治に当たっていた、との記述である。

第二章の検討結果では、万戸・千戸ら将官たちは、江南諸都市に進駐した当初は、たしかに軍のみならず、人民まで支配していた。しかし、臨安が降伏した至元十三年の末には、彼らを「民政」から切り離す方針が出された。代わってダルガチと民政官（管民官）による人民統治が施行されだした。その後も軍民分属の徹底が行われている。『集史』の記述とは、合致しそうにもない。

『集史』の「万人隊長（amīr-i tūmān）」は、何なのか。これは、即、漢文史料の「万戸」ではないと考えられる。駐屯軍を麾下に有しながら、朝廷からの書記が随行し、管内の徴税他の統治をおこなうとの記述からすれば、これは丞相・平章政事ら行省高官や宣慰使らのことを言っているのではなからうか。思えば、江南統治の初め、彼らの多くは南宋遠征軍の指揮官で、モンゴル・トルコ系の「武人」であった。第二章で「軍政」から「民政」への移行といったが、それは各都市の進駐部隊のレベルのことであり、行省・道といった大区画では、「武人」が長であり続けるのである。また、華北の「蒙古軍」軍団長が、都万戸・万戸の職を世襲し、一方で江南の行省高官・宣慰使となる例もある²⁵。たとえば、本稿第二章第一節でふれた至元十三年十二月任命の五道宣慰使のうち、江東のアラカン、浙東のカイドウ、湖北のアウルクチらは、伝記資料から「万戸」職を有していたことが確認される。ただ、『集史』の四人の書記が何を指すのかは分らず、不明の点もまだ多い。考究すべき課題である。

今後の研究への展望・課題をいくつか加えて最後としたい。

一、駐屯軍の実態。すでに一部試みられているが、元代地誌に見える駐屯軍の詳細な記事の検討。『元史』兵志などに記される駐屯地の軍事・地理的な意味の解明。軍事支配の実際のみなら

ず、経済・交通上の意義まで見通したい。イブン・バトゥータの旅行記には、杭州（ハンサー）の駐屯軍についての記述があり、検討に値する。

二、駐屯軍と江南社会との関わり。『元典章』の、特に吏部・刑部には、本稿に引いた以外にも数多く駐屯軍に関わる案件が載せられている。駐屯軍は、人口（・民族）移動・流動の側面も持っていたと考えられる。おそらく、家族を離れた（または、家族のない）男ばかりの人間集団の存在が江南の都市をはじめとする社会にもたらした影響はどのようなものであったろうか。華北に本拠がある軍団が江南に駐屯した場合、両者の関係・連絡はいかなるものか。なお、路府州県に置かれたダルガチはどんな出自の人物なのか、駐屯軍の将官と関連はあるのか。これらも究明すべき課題である。

三、前後の時代との関係の解明。江南駐屯軍は基本的に南宋時代の軍営に駐屯したのであった。軍営はどの都市のどこにあったのか、宋代軍制との関係を考える必要がある。軍民の所属分離は、後代の明朝でも踏襲されたと考えられる。明代の衛所は、元代の駐屯地と一致するのかもしれない。明代の軍戸は、元代の何の後身なのか。軍事面のみならず、社会的な側面からの考察が必要であろう。以上の課題は自らのものではあるが、興味を持たれる同学後学の検討も願うものである。

註

- 1) 南宋の要塞都市襄陽が五年に及ぶ攻囲戦の後に降伏した翌年の至元十一年に、南宋遠征方針が協議された。そこで、十万人の兵力増強が必要とされ、実行された。総兵力が十万を超えることは、これからも確認できる。『元史』巻八、世祖本紀五、至元十一年正月丙午の条参照。
- 2) 最近、松田孝一氏がモンゴル帝国～元朝の軍団研究史を論じた「宋元軍制史上の探馬赤（タンマチ）問題」（佐竹靖彦他編『宋元時代史の基本問題』1996年）のなかで「旧南宋領支配のためにどのような軍制を採用したかを解明すること」（179頁）を今後なすべき究明課題として挙げている。蕭啓慶（Ch'i-ch'ing Hsiao）氏の軍制に関する一連の研究、*The Military Establishment of the Yuan Dynasty*, 1978. と「元代的鎮戍制度」（『元代史新探』1983年）は、『元史』兵志一、二の訳注を基礎にした手堅い論考だが、江南駐屯軍についての論及は部分的なものである。江南駐屯軍の専論としては、管見するところ二点あった。村上正二「元朝の行中書省と都鎮撫司について」（『加藤博士還暦記念東洋史集説』1941年、『モンゴル帝国史研究』1993年、所収）は、行中書省、および一時期は行枢密院が「都鎮撫司」を通じて江南駐屯軍を把握し、統帥権・軍政権を有したとする。大葉昇一「元代の江南デルタ地帯における屯戍」（『栃木史学』4、1990年）は、元代地方志に載る三都市の駐屯軍の概要を紹介・検討したものである。北中国で施行された兵站制度たる「奥魯」制について論じた矢澤知行「奥魯制の展開とその意義—大元ウルスの漢地支配—」（『アジア・アフリカ歴史社会研究』1、1996年）は、南宋遠征軍の供給元、華北の状況を知る上で重要である。なお、村上氏には、地方統治全般を論じた中から軍制に言及した「元朝の統治形態」4中央と地方の関係（和田清編『中国官制発達史』1942年）がある。
- 3) 拙稿「元朝江南行臺の成立」（『東洋史研究』54—4、1996年）。これに加えて「大元ウルスの初期江南政治史」で、至元十三年の臨安降伏後、至元二十二年までの江南政治史を論ずる予定である。
- 4) 「硬訳体」文書は、日本では従来「蒙文直訳体」とも称されていたものである。本稿では、田中謙二「元典章における蒙文直訳体の文章」（『元典章の文体—校定本元典章刑部第一冊附録』、1964年）、同「元典章文書の構成」（『東洋史研究』23—4、1965年）、イリンチン（亦鄰真）「元代硬訳公牘文体」（『元史論叢』第1輯、1982年）、山川英彦『通制条格』に見える「蒙文直訳体」の文末成分について」（『神戸外大論叢』39—6、1988年）の他、多くの詞典・語彙索引等の成果を利用した。
- 5) 愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」四—1・江南支配の脆弱性（『岩波講座世界歴史』9、1970年）。他

の二点の論拠は、次の通り。一、統一国家にふさわしい南北画一の法制がわずかであること。二、江南三行省の不均整な行政区画（とくに湖広行省）。一の論拠はけっして説得的とは言えない。宋金対立からしても百五十年もの南北分断があった以上、南北中国は政治・社会・経済・文化的条件が大きく異なっていた。そこに画一の法制を適用すること自体、現実的でないだろう。中華統一王朝＝全国一律法制というようなシンボリックなモデルに、大元ウルスが固執しなかったまでのことである。二の論拠も再検討を要する。三行省の領域とも当時の陸海の交通路に沿う形であり、南宋遠征軍の進攻をも反映している。拠点都市とそれを結ぶ交通路確保が、大元ウルスの支配の特徴だとすれば、この論拠は説得力を欠くものとなる。

- 6) Rashīd al-Dīn Faẓl Allāh Hamadānī, *Jāmi' al-Tavārikh*, MSS. Istanbul, Topkapı Sarayı Müzesi, Kütüphanesi, Revan 1518. 210 a ~ 210b. イスタンブール写本には、この物語 (hikāyat) の部分に「乱丁」があり、題名は204b。
- 7) 諸王らへの江南の權益分与については、拙稿「李璿の乱後の漢人軍閥—済南張氏の事例—」(史林78-6、1995年) 23、26~28頁のほか、村岡倫「元代江南投下領とモンゴリアの遊牧集団」(龍谷紀要18-2、1997年) 本文と注に引かれた諸研究参照。
- 8) 『元史』巻一百二十九李恒伝・巻一百五十四洪君祥伝・巻一百六十二李庭伝・巻一百六十三烏古孫澤伝。黄濬『金華黄先生文集』巻二十五「諱武宣劉公神道碑」・巻二十七「沿海上万戸石抹公神道碑」、蘇天爵編『国朝文類』巻二十一「李公家廟碑」、陸元圭『牆東類稿』巻十二「孫公墓誌銘」。
- 9) マルコ・ポーロ『世界誌』は、A. C. Moule らの優れた英訳を利用した。A. C. Moule & P. Pelliot, *Marco Polo. The Description of the World*. Vol. I, 1938, pp. 335-336.
- 10) 彼については、志茂碩敏『モンゴル帝国史研究序説』、1995年、155頁参照。
- 11) 前掲拙稿「元朝江南行臺の成立」図1：南宋遠征軍の系統、の至元十四年の箇所参照。
- 12) 華北での「軍民」分離の政策については、拙稿「李璿の乱後の漢人軍閥」(史林78-6、1995年) 第二章李璿の乱と張氏、を参照されたい。
- 13) センウを行臺の長に任命した聖旨(至元十四年)のあて先の一つは、「隨路のダルガチ(該当の]すべての路のダルガチ)」である。本章(1)に示した至元十三年末の聖旨にはない。両者の間に、江南の路のダルガチ設置が決定されたことになる。「行中書省、宣慰司、都元帥府、招討司、管軍万戸府、諸々の管軍官、隨路のダルガチ、管民官、管匠官、打捕・鷹房(獵師・鷹使)、まさに公務を管轄すべきさまざまな種類の人々」
- 14) 張鐸の要請とは逆に、同年十一月に江南駐屯軍の将官の世襲制度がクビライの確認を受けている。『元典章』巻八、吏部二、承襲、「渡江軍官承襲」参照。
- 15) 大元ウルスにおけるアウルク制度については、前掲の矢澤知行「奥魯制の展開とその意義—大元ウルスの漠地支配—」(アジア・アフリカ歴史社会研究1、1996年) 論文が明快に論じる。
- 16) これらの「蒙古軍」軍団については、拙稿「元代華北のモンゴル軍団長の家系」(史林75-3、1992年)、のほか、松田孝一「河南淮北蒙古軍都万戸府考」(東洋学報68-3・4、1987年)、同、On the Ho-nan Mongol Army, *The Memoirs of the Toyo Bunko*, 50, 1992、杉山正明「西暦1314年前後大元ウルス西境をめぐる小筈記」(西南アジア研究27、1987年)の注10を参照。ナンギャダイについては、拙稿「元代華北のモンゴル軍団長の家系」C・ナイマン部族マチャ家、参照。
- 17) ナンギャダイが将官への官僚淘汰の実施に反対した背景は次の通りである。当時、江淮行省左丞相に昇任したアタカイと、経済官僚の平章政事アリーベクに、クビライ・カアンから江南の冗官整理が命じられていた。ナンギャダイを始め、将官たちがいくつも兼任していた職を解かれた。より大きな目的はアリーベクと対立していた、大元ウルスの財政長官アフマドの一族が江南で官署を濫設したことに対抗することにあった。詳しくは、拙稿「大元ウルスの初期江南政治史」第二章に論じる予定である。
- 18) 南宋軍の接収について、より根本的な史料は、『元典章』巻三十四、兵部一、軍役、新附軍の「招誘新附軍人」(至元十五年二月)と「招収私投亡宋軍人」(至元十七年七月)である。史料Ⅱ(2)-6、Ⅲのナンギャダイは、この通事馬軍人を率いて第二次日本遠征に出征したが、到達する前に帰還した(未至而還)。『元史』巻一百三十一襲加歹伝。また、「生券軍」については、小岩井弘光「南宋の生券、熟券制管見」(集刊東洋学62、1989年)、安部健夫「生熟券支給制度略考」(『元代史の研究』1972年、所収) 参照。
- 19) 行臺の一時廃止に関わる議論は、拙稿「元朝江南行臺の成立」88~89頁参照。行臺の弱体化のもとに、セ

ンウの代替者たるマングダイの江淮行省での専権期が至元二十五年まで続く。マングダイの事蹟については、稿を改めて論ずる。

- 20) たとえば、村上正二「元朝の統治形態」4中央と地方の関係（和田清編『中国官制発達史』1942年）。愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」四一・江南支配の脆弱性（『岩波講座世界歴史 9』1970年）303頁でも、典拠史料は明記せず、また漢軍の配置状況とするが、村上「元朝の統治形態」と、この至元二十二年二月乙未条によったと考えられる。
- 21) 詳細は、前掲大葉昇一「元代の江南デルタ地帯における屯戍」参照。なお、南宋遠征軍が、臨安降伏後も江南各地に進軍し、南宋残存勢力・諸叛乱を鎮定していったことは、『元史』世祖本紀はじめ担当者の伝記資料に記されること、枚挙にいとまが無い。たしかに、南宋朝廷の帰順勧告におおくの都市が従い、それゆえ大元ウルス軍による都市民の殲滅といった事例が少ないのは確かである。ただ、軍が各地に進撃していないがゆえに、支配が脆弱であったとするのは、事実・論理とも根拠薄弱と言わざるを得ない。
- 22) 王曾瑜『宋代兵制初探』1983年、193～206頁、南宋後期的兵力部署、と照合するとさらに真州、常州、揚州、建康の四部隊が確認される。
- 23) 杉山正明「八不沙大王の令旨碑より」（東洋史研究52-3、1993年）135頁参照。
- 24) タマチ軍の性格については、以前より日本・中国で論じられてきた。最近の、前掲松田孝一「宋元軍制史上の探馬赤（タンマチ）軍問題」で、基本的にはほぼ決着がついたと思われる。
- 25) 前掲拙稿「元代華北のモンゴル軍団長の家系」の各家系の記述参照。カイドゥについては、『元史』卷一百三十一懷都伝参照。